

学童クラブ等の職員による虐待に関する通報義務等に係る報告先の指定について

- 1 趣旨** 市内の学童クラブ等の職員による虐待に関する通報があった場合における措置の状況等に係る報告先として、福生市子ども・子育て審議会を指定するもの。

(参考) 市の対応フロー

- (1) 情報収集・事実確認
- (2) 虐待有無の判断・指導等の方針決定
- (3) 安全確保措置の実施・子どもに対する支援
- (4) 福生市子ども・子育て審議会への報告
- (5) 東京都への報告

- 2 対象施設** 市内の学童クラブ（12 施設）及び小規模保育事業所（1 施設）
※令和 8 年度からは乳児等通園支援事業実施施設（4 施設）も加わる。

3 報告事項

市が行う手続きの客観性及び透明性を確保するとともに、子どもの権利を擁護し、適切な措置を講じるため、次の事項について報告する。

- (1) 通報等がなされた対象施設等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- (2) 虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- (3) 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- (4) 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- (5) 市において行った対応の内容
- (6) 虐待があった対象施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

4 その他

- (1) 報告については、定期的に行う審議会の中で実施するほか、重大な事案の場合や委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告する。
- (2) 審議会は、市だけでは調査が困難な場合や市から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができるものとする。